

別表（第3条関係）

	二段階移住	Uターン移住
補助対象者	<p>1 次に掲げる要件を満たす者</p> <p>(1) 高知市が発行した二段階移住すてっぷ移住パスポートの交付を受けていること。ただし、当該二段階移住すてっぷ移住パスポートは、次に掲げる要件を満たすものに限る。</p> <p>ア 第4条の規定による交付の申請（以下「交付申請」という。）の日前5年以内に発行されたものであること。</p> <p>イ 高知市から交付された後、交付要件を満たさなくなったこと等により、高知市が有効な二段階移住すてっぷ移住パスポートとして認めていないものでないこと。</p> <p>(2) 二段階移住先の検討のため、南国市への転入前に南国市を訪れ、担当職員と対面での移住相談を行ったうえで、二段階移住すてっぷ移住パスポートに当該移住相談を行った事実を証するスタンプの押印を受けていること。ただし、次に掲げるいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>ア 経済的又は身体的な事情その他対面での移住相談ができないやむを得ない事情があると市長が認めるとき。</p> <p>イ この要綱の施行の日時点で既に南国市に住所を有しているとき。</p> <p>ウ 令和8年6月30日までに交付申請をするとき。</p>	<p>1 次に掲げる要件を満たす者</p> <p>(1) 定住する意思を持ってUターン移住を行った者であること。</p> <p>(2) Uターン移住前の期間において南国市に5年以上住所を有していたこと。</p> <p>(3) 原則として、交付申請の日がUターン移住により高知県外から南国市に住所を異動して3箇月以内であって、当該異動前の直近1年以上、高知県外に住所を有していたこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。</p> <p>(1) 補助対象者の項二段階移住の欄第2項第1号から第4号までのいずれかに該当する者</p>

	<p>(3) 原則として、交付申請の日が高知市又は高知県外から南国市に住所を異動して3箇月以内であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。</p> <p>(1) 過去に補助対象者又はその同一世帯員としてこの補助金の交付を受けたことがある者であって、当該交付の日から5年以上経過していないもの</p> <p>(2) 補助対象経費について、この補助金以外の支援制度の適用を受けている者</p> <p>(3) 転勤、入学、通学等を理由として南国市に転入した者</p> <p>(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による公的扶助を受けている者</p> <p>(5) 高知県税及び南国市税の滞納がある者</p>	<p>(2) 南国市税の滞納がある者</p>
補助対象経費	補助対象者が二段階移住又はUターン移住に要した引越し費用のうち、業者による荷物運搬に係る経費とする。	
補助金の額	<p>次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額と補助対象経費の合計額のいずれか低い方の額とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(1) 単身世帯 3万円</p> <p>(2) 2人以上世帯 5万円</p>	